

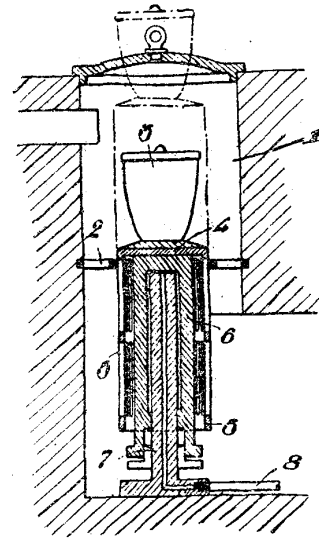
第二九五三三號

大正五年二月二十五日出願
大正五年五月三十一日特許
特許權者 東京府 野保寛治

換裝坩堝爐

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領 本發明ハ坩堝臺ノ下部ニ連接シテ筒狀部ヲ設ケ水壓其他適宜ノ機構ニ依リ坩堝ヲ爐内ニ於テ昇降自在ニ支ヘタル換裝坩堝爐ニ係リ其目的トスル所ハ坩堝扛上ノ際筒狀部ノ存在ニ依リテ坩堝ニ相當ナル容積ヲ爐内ニ保持セシメ爐周ニ於ケル燃料ノ崩壞ヲ防キテ燃燒ヲ持續シ次回坩堝ヲ其儘燃料中ニ下降スルニ適セシメ以テ坩堝ヲ赤熱ノ燃料中ヨ

本圖ハ坩堝ノ斷面側ヲ示ス



- (1) 坩堝爐
- (2) 爐格
- (3) 坩堝
- (4) 坩堝臺
- (5) 格子狀筒
- (6) 水壓筒
- (7) ラム
- (8) 水管

リ取出ス危險ト困難トヲ除去スルト同時ニ其換裝ヲ簡易迅速ナラシムルニ在リ

特許請求ノ範圍 前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記セル如ク坩堝爐内ニ環狀爐格ヲ定設シ其中心ニ於テ昇降自在ノ坩堝臺ヲ設ケ水壓裝置其他適宜ノ機構ニ依リテ下方ヨリ坩堝ヲ扛上シ得ヘカラシメ而シテ坩堝臺ノ下面ニ之レト等徑ナル格子狀其他適宜ノ筒狀部ヲ定着シ坩堝上昇ノ際之レニ相當ナル空積ヲ爐内ニ保持セシムヘク構成セル換裝坩堝爐

第二九五三四號

大正五年三月十八日出願
大正五年五月三十一日特許
特許權者 東京府 野保寛治

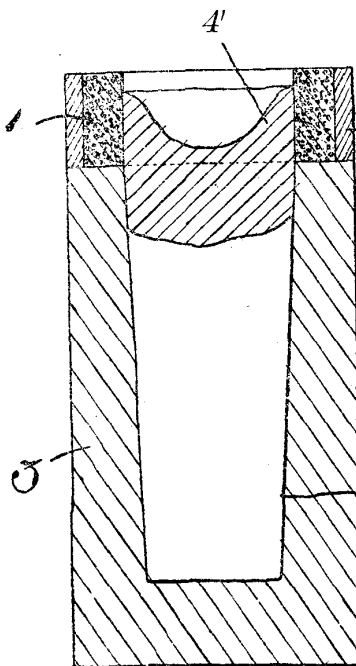
鑄物ノ押シ湯ヲ節約シ「パイピング」ヲ

除去スル方法

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領 本發明ハ鑄造物ノ最上部即押シ湯ノ部分ヲ高熱ニ於テ形體ヲ保チツ、燃燒スル物質ヲ以テ圍繞セシメ鑄造ノ際其物質ノ燃

燒ニ依リテ押シ湯ノ周面ヲ熱シ以テ其流動性ヲ持續セシムル方法ニ係リ其目的トスル所ハ永ク流動狀態ニアル押シ湯ヲシテ其冷却スルニ當リ通常鑄物ニ見ル如キ深キ裂狀ノ窠所謂「パイピング」ヲ殘スコトナク最モ淺キ凹形ニ凝固セシムルト同時ニ押シ湯ノ分量ヲ極度ニ節約セシメ且「パイピング」ノ爲從來無益ニ廢棄セラレタル鑄物ノ一部ヲモ完全ナル製品トナラシムルニ在リ

特許請求ノ範圍 一、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記セル如ク高熱ニ於テ一定ノ形體ヲ保チツ、徐々ニ燃燒スヘキ物質ヲ以テ鑄造物ノ最上部即押シ湯ノ部分ヲ直接ニ圍繞セシメ鑄造ノ際熔融金屬ノ熱度ニ依リ燃燒シテ周面ヨリ押シ湯ヲ熱シ以テ其流動性ヲ永ク持續セシムルコトヲ特色トスル鑄物ノ押シ湯ヲ節約シ「パイピング」ヲ除去スル方法 二、前文記載ノ目的ヲ以テ本圖ハ本方法ヲ行スル施一例ヲ示ス鑄型ノ縱斷面圖



- (1) 物質
- (2) 型枠
- (3) 鑄型
- (4) 熔融金屬

テ本書ニ詳記シ且別紙圖面ニ明示セル如ク木炭、石炭、「コークス」若クハ鋸屑等ノ粉末燃料ト油「コールドター」「ピッチ」等ノ流動燃料ト粘土、砂等ノ支持料トヲ練合シテ型ヲ塑造シ之レヲ普通鑄型ニ接續シテ其最上部ニ据置シ以テ押シ湯ノ周面ヲ可燃物質ニ依リ直接ニ圍繞セシムル鑄物ノ押シ湯ヲ節約シ「パイピング」ヲ除去スル方法

●支那鐵鑛現況

鐵材の供給如何は軍事並に工業の

發展上各國共に必要の問題なるが、之を支那鐵鑛の現況に徴するに其豊富なる鐵鑛中今日迄發見せられ確實と認めら

れしは僅に山西河南湖北江西の數省の鐵鑛のみにして、此中湖北の大冶は日本の勢力に歸し又山西の鐵鑛は障害物ありて未だ積極的の經營に従事し難く、目下有望と認めらるるは河南と江西の鐵鑛なるが特に、江西の萍鄉は鑛脈六百六十餘里に亘り鑛質最も優良なるを以て日本を始め列國の注目する所となり、其利權運動は清朝時代より種々試みられたるも革命と共に支那人の利權思想勃興し其探掘の許可は同鑛脈所有者の代表者に依りて占められ、爾來萍鄉鐵鑛有限公司を設立せんとし雜駁なる多數の鐵鑛地所有者を株主と爲したるが大規模なる鑛區に相應して巨額の資本を要する爲め、目下投資者の物色中なるも革命騒ぎの爲め、出資談渉々しからず稍計畫行惱みの觀あり本邦の鑛業者は此際前途の形勢を注目中なりと。

●朝鮮の鱗狀黑鉛 朝鮮の鱗狀黑鉛は近來内地に於ける需用頓に増加し價格騰貴したるを以て、其産額亦著しく増加せり主産地は平安北道にして咸鏡南北道之に次げり目下主要なる鑛山は。

- 平北朔水豊面の古川鐵山 龜城郡梨峴面谷口鑛山 江界郡化京面福井鑛山 熙川郡明岱面福井鑛山 楚山郡板面上下鑛山 藤山鑛山

等にして其他小鑛區多數あり、咸鏡南北道にありては山下鑛業組合の鑛區最も盛にして平北の最近一ヶ年間の産額一千噸、四十萬圓咸鏡南北二百五十噸、十萬圓總計一千二百五

十噸、五十萬圓に達せりといふ。

●日米間重要貿易品の米國鐵道新運賃 米國

に於ける各種鐵道の日米間重要貿易品に對する新運賃率及實施期日に關し鐵鋼工業に關係するもの左の如し。

品目	新運賃	舊運賃	實施期日
輸出に關する鐵道運賃(各品共百斤に付)			
自働車	二、二五	一、八〇	七月一日より
鐵道車及軸	〇、五〇	〇、四〇	七月一日より
×鐵道車輛	—	〇、五〇	
鐵材			
棒鐵	〇、三二五	〇、二五	十月一日より
角鐵	〇、三二五	〇、二五	十月一日より
釘鐵	〇、三二五	〇、二五	十月一日より
鐵線	〇、三二五	〇、二五	十月一日より
建築用鐵材	〇、四〇	〇、三〇	七月一日より
汽罐車	〇、六五	〇、六〇	七月一日より
機械類	〇、五五	〇、四二	七月一日より
鉛	〇、五〇	〇、四〇	七月一日より

(備考) ×印は運賃に變化なきものとす唯重要輸出入品に付特記す (六月十六日官報)